

接続料規則等の一部改正及び基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正について

I 改正の背景

- (1) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）が設置する第一種指定電気通信設備に係る接続料のうち、加入者交換機能等の電話網等に係る各機能の接続料については、平成23年度から平成24年度までの2年間を適用期間として、現行の長期増分費用方式（第五次モデル）によって算定されている。
- (2) 第五次モデルの適用期間の終了を見据え、総務省は平成23年7月からモデル見直しのための研究会を開催し、平成24年3月に第五次モデルを改修した改良モデルを取りまとめた。これは、最新の実態への即応性等の観点から検討を行い、第五次モデルに所要の修正を織り込んだものである。
- (3) これを受け、平成24年4月に「長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方」について、情報通信審議会（以下「情通審」という。）に諮問を行い、平成24年9月25日に、平成25年度から平成27年度までの上記接続料の算定には、改良モデルにPSTNからIP網への移行の進展を考慮した補正措置を導入した第六次モデルを適用することが適当であるとする答申（以下「答申」という。）を受けたところである。
- (4) 今回の接続料規則等の一部改正では、答申を踏まえ、平成25年度以降の接続料の算定方法等について、主に以下の事項を措置するため、所要の規定の整備を行うこととし、また基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）の一部改正では、接続料規則等の一部改正に係る事項のうち長期増分費用（LRIC）モデルの改修に伴う基礎的電気通信役務原価の算定方法の一部を変更するため、所要の規定の整備を行うこととする。

【接続料規則（平成12年郵政省令第64号）の一部改正】

- ① 接続料算定方法の変更
長期増分費用モデルの改修に伴う算定方法の一部変更
- ② 接続料算定に用いる主な入力値の扱い
平成25年度の接続料算定に用いる主な入力値の更新

【接続料規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第14号）の一部改正】

③ NTSコストの扱い

NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路コストの接続料原価への算入の継続

④ 接続料算定に用いる通信量の扱い

前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した通信量の継続採用

⑤ 東西均一接続料の扱い

NTT東西各社の接続料原価及び通信量等の合算による接続料算定（東西均一接続料）の継続

【算定規則（平成14年総務省令第64号）の一部改正】

⑥ 基礎的電気通信役務の原価の算定方法の変更

長期増分費用モデルの改修に伴う算定方法の一部変更

II 主な改正の概要

1. 接続料規則（平成12年郵政省令第64号）の一部改正

（1）モデルの改修（第六次モデルの導入）に伴う接続料算定方法の一部変更

【別表第1の1、第2の1、第2の2、第4の1並びに附則第6項及び第7項関係】

答申を踏まえ、第六次モデルの導入に伴う算定方法の一部変更のため、所要の規定の整備を行うものである。

■答申 [17項、18項及び19頁抜粋]

3. 改良モデルの評価

（1）改良モデルの概要

ア 回線数の減少に適切に対応したネットワーク構成の見直し（局設置FRTの導入）

現行モデルでは、収容回線数等に応じて、各局舎には少なくとも1台のGCまたはRTを設置することとしており、収容回線数が極端に少なくなった場合であっても、局舎には最低1台のRTが設置されることになる。

しかしながら、PSTNに係る需要が大きく減少している現状においては、収容回線数が相当程度少なくなっている局舎が一定程度存在することから、改良モデルにおいては、そのような局舎に設置する設備として、現行のGC及びRTに加えて、き線点RTを「局設置FRT」として追加することとした。

具体的には、局舎の回線需要が次のような条件を満たす場合、当該局舎には局設置FRTを設置することとした。

- 1) 局舎のメタル回線需要が、き線点RTの最大収容回線数以下であること

2) 局舎の需要に、き線点R Tに収容できない回線 がないこと

イ 東日本大震災を踏まえたネットワークの信頼性の確保

東日本大震災を踏まえ、ネットワークの信頼性を確保するために必要と考えられる対応について、実際のネットワークにおける実施計画を踏まえた検討を行い、モデルの考え方方に沿ってその妥当性を検証した上で、最低限必要と認められる範囲について、効率性を考慮した反映方法により、改良モデルに盛り込むこととした。

② R T局の停電時の電力供給源として可搬型発動発電機の追加

現行モデルでは、R T局における非常用電源装置として、蓄電池のみを設置することとしているが、実際のネットワークにおいては、広域かつ長時間の停電が発生した際にR T局の電源を確保するため、蓄電池に加え、一定程度の台数の可搬型発動発電機が配備されており、また、東日本大震災を踏まえ、今後、その配備量を増強する予定である。

このことから、改良モデルにおいては、東日本大震災発生時の稼働実績等を踏まえ、40台の可搬型発動発電機を、R T局の非常用電源装置として追加することとした。

■答申 [20 頁抜粋]

3. 改良モデルの評価

(4) 考え方

改良モデルは、第五次モデルを基本として、回線数の減少に対してより適切に対応したネットワーク構成となるよう見直しを行うとともに、東日本大震災を踏まえたネットワークの信頼性確保の観点から必要と考えられる対応をモデルに盛り込むなど、最新の実態への即応性等の観点から改修が行われたものである。また、その改修は、近年の環境変化に対応しつつ適切なコスト算定を行うことのできるモデルを策定することを目的として、関係事業者からの改修提案に基づき、研究会において専門家が十分な時間をかけて検討を行った上でなされたものである。

これらを踏まえると、改良モデルにおける改修点は適切であると認められることから、平成25年度以降の長期増分費用方式に基づく接続料算定において、その原価の算定には改良モデルを適用することが適当である。

ただし、後述するとおり、PSTNからIP網への移行の進展を踏まえた適切な措置を導入する必要がある。

■答申 [24 頁、25 頁及び 26 頁抜粋]

4. PSTN から IP 網への移行の進展を踏まえた措置

① PSTNからIP網への移行の進展を考慮した補正の考え方

このため、平成25年度以降の接続料原価の算定に改良モデルを適用するに際しては、PSTNからIP網への移行による影響について一定程度考慮し、これまでの長期増分費用モデルの前提に従って取得価額を経済的耐用年数で単純に平準化するのではなく、IP網への移行を見据えた償却済み比率の上昇を適切に反映する必要がある。具体的には、実際のネットワークと長期増分費用モデルで想定されるネットワークでは償却済み比率に差異があることに着目

して、適切な補正比率を設定し、当該補正比率を長期増分モデルにより算定された減価償却費及び正味固定資産価額に乗ずることで、両者の償却済み比率の差異を補正することが適当である。

② PSTNからIP網への移行の進展を考慮した具体的な補正方法

補正比率の算定に用いる償却済み比率については、長期増分費用モデルにおいて何らかの仮定を置き、客観的な数値をモデルによって決定することは困難であることから、現時点においては、実際のネットワークにおける対象設備の償却済み比率を用いることが適切であると考えられる。

補正の対象設備は、長期増分費用モデルで想定しているPSTNに係る設備のうち、網構成において根幹的な役割を担っており、IP網への移行が完了した際には使用されないものと考えられる交換機関連設備とすることが適当である。具体的には、加入者交換機、中継交換機、監視装置（加入者交換機）、監視装置（中継交換機）及び交換機ソフトウェアを対象とし、実際のネットワークにおける交換機（市内・市外機械設備）の直近の取得資産データから得られる償却済み比率を用いるとともに、各設備の法定耐用年数及び経済的耐用年数から各々の補正比率を設定することが適当である。

また、今回の補正を行うことによるLRIC費用への影響が大きいことから、円滑な導入を図る必要がある。具体的には、後述の改良モデルを用いた算定方式の適用期間を踏まえて、3年間で段階的に補正を行うこととし、各年度の補正の比率を、 $1/3$ 、 $2/3$ 、 $3/3$ と段階的に増加させていくことが適当である。

（2）平成25年度の接続料算定に用いる主な入力値の更新

【別表第2の2及び第4の3関係】

答申を踏まえ、平成25年度の接続料算定に用いる主な入力値を最新の値に更新するため、別表の整備を行うこととするものである。なお、入力値の更新については、長期増分費用モデル研究会の検討結果を踏まえたものである。

■答申 [45頁抜粋]

2. 平成25年度以降の接続料算定に用いる入力値の扱い

（2）考え方

イ その他の入力値の扱い

したがって、通信量以外の入力値については、引き続き、事業者の経営上の機密への配慮と、透明性・公開性の確保の双方に十分に配意しつつ、必要に応じて総務省において毎年度の接続料算定時に見直し、可能な限り最新のデータを用いることとすることが適当である。

2. 接続料規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第14号）の一部改正

(1) き線点RT-GC間伝送路コストの接続料原価への全額算入の継続

【附則第7項、第8項、第10項及び第12項関係】

- ① ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定において、同制度における利用者負担の抑制を図る観点から、平成19年度認可分からの当分の間の措置として、加入電話に係る補てん対象額を加入者回線当たり費用が「全国平均+標準偏差の2倍」を超える額としていることの効果として、NTSコストのうち、高コスト地域の補てん対象額の大部分を占めると考えられるき線点RT-GC間伝送路コスト相当額が実質的には補てん対象外となる。

この結果、NTT東西のみがき線点RT-GC間伝送路コスト相当額を負担することとなるため、平成19年9月の情報通信審議会答申では、NTT東西の設備利用部門を含む各接続電気通信事業者がこれを公平に負担する観点から、当分の間、当該コストを接続料原価の一部に算入することとされた。

- ② これを受け、平成20年度以降、段階的にき線点RT-GC間伝送路コストの接続料原価への算入が行われ、平成23年度以降、当該コストの全額が接続料原価に算入されている。
- ③ 今回の答申でも、この算入は引き続き行うこととされたことから、平成25年度から平成27年度までの期間においても、当該費用の全額を接続料原価に算入するため、所要の規定の整備を行うものである。

■答申 [35頁抜粋]

2. 平成25年度以降の接続料算定におけるNTSコストの扱い

(2)考え方

ウ 平成25年度以降におけるき線点RT-GC間伝送路コストの扱い

き線点RT-GC間伝送路コストは、通信量に依存せず加入者回線の増減に応じてコストが増減するNTSコストであることから、当該コストは、接続料原価から控除されている他のNTSコストと同様に、基本料の費用範囲の中で回収することが原則であり、この考え方は、従来から変わりはない。

しかしながら、平成19年答申を受け、利用者負担を軽減する観点から、ユニバーサルサービス制度の補填対象額の算定方法の見直しが行われることに伴い、き線点RT-GC間伝送路コストの接続料原価への付替えが開始され、平成22年答申においても当該付替えを継続することもやむを得ないとされている。また、平成22年答申時以降、ユニバーサルサービス制度における補填対象額の算定方法は見直されていない。

一方、仮に、き線点RT-GC間伝送路コストを基本料の費用範囲の中で回収することとすれば、回線当たり費用が上位4.9%の高コスト加入者回線の属する地域について、補填対象

額の算定に関するベンチマークを、全国平均費用を超える額を補填対象とする方法に再度見直すこととなり、その結果、利用者負担が増大することが見込まれる。そのため、き線点R T-G C間伝送路コストの扱いについては、引き続き、利用者負担の抑制の観点に十分配意する必要がある。

以上のことから、平成 25 年度以降のき線点R T-G C間伝送路コストの扱いについては、利用者負担の軽減の観点から、あくまでも当分の間の措置として、引き続き従量制接続料の原価にその 100%を算入することもやむを得ないと考えられる。

(2) 前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した通信量の継続採用

【附則第 14 項関係】

答申を踏まえ、平成 25 年度から平成 27 年度までの間の接続料算定に用いる通信量については、引き続き、算定される接続料の適用年度の前年度の下半期と適用年度の上半期の通信量を通年化したものを探用することとするため、所要の規定の整備を行うものである。

■答申 [41 頁及び 42 頁抜粋]

2. 平成25年度以降の接続料算定に用いる入力値の扱い

(2)考え方

ア 通信量の扱い

① 接続料算定に用いる予測通信量

したがって、平成 22 年答申の時点から状況に大きな変化は見られず、現時点では、現行の予測方法を変更する必要は特段ないものと考えられることから、平成 25 年度以降の接続料算定に用いる通信量としては、引き続き、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを探用することが適当である。

(3) NTT東西各社の接続料原価及び通信量等の合算による接続料算定（東西均一接続料）の継続

【附則第 17 項関係】

答申を踏まえ、L R I C（第六次モデル）方式によって算定される接続料算定については、引き続き東西均一接続料が設定されることを確保する観点から、平成 25 年度から平成 27 年度までの間、NTT東西各社の接続料原価及び通信量等を合算して接続料を算定することとするため、所要の規定の整備を行うものである。

■答申 [50 項抜粋]

2. 平成25年度以降の東西均一接続料の扱い

(2)考え方

イ 東西別接続料の設定の適否

平成22年答申時の状況から、東西別接続料を設定することが適當と考えられる程度の環境変化が認められないことから、平成25年度以降の接続料算定においても、これまでと同様、東西均一接続料を採用することが適當である。

3. 算定規則（平成14年郵政省令第64号）の一部改正

【別表第5～第8及び附則第2項及び第3項関係】

第六次モデル導入に伴う基礎的電気通信役務原価の算定方法の一部変更のため、所要の規定の整備を行うものである。